

予対通報

第12号

●発行日：平成30年3月31日 ●発行者：島根県保育協議会／予算対策委員会

・「子育て安心プラン」は安心できるか ・保育者確保と処遇改善について ・保育所保育指針の改定（・改訂）をめぐって

「子育て安心プラン」は安心できるか

政府が2017年6月9日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」は、経済成長を見据えた「人材への投資」に力点が置かれました。その柱の一つが保育所待機児童の解消と幼児教育・保育の無償化で、具体策として保育の受け皿を約32万人分増やす「子育て安心プラン」を打ち出しました。さらに12月8日には、「新しい経済政策パッケージ」を示し、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、先の「子育て安心プラン」を2年前倒しして、女性就業率（25歳～44歳）8割に対応できる32万人分の保育の受け皿を、2020年度までに整備するとしています。そのため必要な保育人材の処遇改善をさらに進めること、3歳から5歳児については無償化し、0歳から2歳児についても、所得の低い世帯について無償化することなどが盛り込まれています。

しかし、新プランは必要となる巨額の財源、担い手の確保とともにメドは立っておらず、実現への道筋はみえません。急増する需要に計画（プラン）が追いつかないのです。「子どもを預けて働きたくても保育所がない」との悩みを抱える家庭が少なくないことを証明しています。実際の保育の受け皿整備にあたっては、保育の実施主体である市町村において、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要です。島根県のような多くの人口減少地域を抱える自治体では、国の計画に追随するだけでなく住民参加と住民自治によるきめ細かい対策が求められています。

保育者確保と処遇改善について

いまや保育士不足は全国の課題になっています。主な理由は待機児童対策などによる求人の持続ですが、それだけでなく保育士の離職率の高さも大きな要因となっています。保育士の労働条件は地域格差があるものの、低賃金と長時間労働化を早急に改善する必要があります。2017年度から実施されている「技能・経験に応じた処遇改善」は、保育現場に混乱をもたらしています。副主任保育士など中堅の役職を新設し、その職務・職責に応じた処遇改善を行なうことにより、保育所などにおけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するもの。現場では対象者を誰にするか、研修をどのように保障する

島根県保育協議会副会長 森山 幸朗
(雲南保育協議会 あおぞら保育園園長)

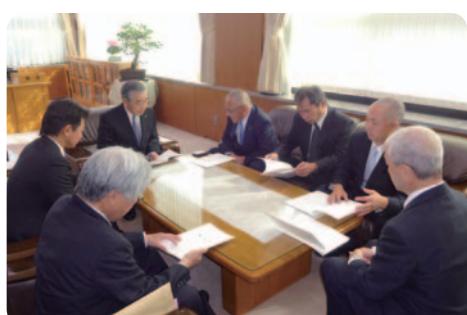
か、協働で行う保育活動に職員間格差が生じることが懸念されます。全国的にもこうした諸問題を理由に処遇改善を申し込まないところが出ています。島根県はその例が多いとされています。

保育新制度における公定価格などの制度設計でも指摘されました。今回の処遇改善も極めてずさんな内容の制度設計であり、かつその詳細が後から出されてきました。自治体担当者や保育現場の声を、保育団体が国に要望として訴えて、若干の見直しが行われました。必要なのは、キャリアアップの強制や一部保育士への処遇改善財源の集中ではなく、保育士全体への賃金と労働時間の適正化を図る処遇改善です。国の責任による保育に対する公的な財源保障、適正な配置基準の実現です。

保育所保育指針の改定（・改訂）をめぐって

10年ぶりに改定・（改訂）された「保育所保育指針」の適用は、2018年4月から、この1年間は周知期間とし、研修などを通じて現場に周知されてきました。現場がこれまで積み上げてきた貴重な実践を十分に生かして新指針に向かうことを望みます。「改定の方向性」として、①乳児・1歳児以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった内容が示されています。特徴は「小学校との円滑な接続」のために「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」（10の姿）が最上位の目標として掲げられ、それを達成するために保育計画を策定し、評価し、改善しなければならないとなったことです。小学校に向けての「学習」重視の意図がうかがえ、就学前教育の準備教育、目標・課題達成主義の教育に大きく方向転換せられるなどを危惧します。これまでの子どもを丸ごと理解していく養護的な側面が丁寧に展開されてこそ、一人ひとりの成長を支えることができると思います。

現場でのゆたかな取り組みが期待されます。



人口減少地域から人口減少社会へ思うこと

予算対策委員長 岩倉 善光
(大田市保育研究会 みどり保育園園長)

29年度は保育所保育指針の改定と、待機児童解消、保育士確保・処遇改善等多くの問題・変化が山積みでした。

特に待機児童問題に対して、国は最も力を入れており、「待機児童解消加速化プラン」が終了し、新たに「子育て安心プラン」が出されました。その内容は、保育の量の拡充に重点を置いたものであり、その背景に見られる保育士確保の問題と保育の質については、両立が困難なものであると思います。

大都市部での待機児童問題は、非常に切実であります。ほとんどの過疎地域を含む地方都市では、若年層の流出等に伴い、地域産業の低迷化と大都市部への人口集中等により深刻な少子化・人口減少の状況を抱えています。そうした地域の最も重要な子育て支援の拠点として、保育所への期待は大きく、無くてはならない施設であります。

子どもを安心して産み育てられる環境を整えることが、「地域社会再生」の為の基盤であり、こうした地域は法に規定された「過疎地」や「過疎地にみなされる地域等」に限られたものではなく、都市部においても子どもの数が減少する「子ども過疎」の地域も含まれます。この現状を踏まえ、国・自治体の乳幼児に関する施策推進は、大都市部に偏ることなく、全ての地域で必要な支援を受けられる保育施設・制度の充実と確立を望みます。

人口減少地域の保育問題は、日本の社会全体が直面している課題であり、決して過疎地域に限定した特別な問題でなく、普遍的な課題として「人口減少地域の核としての保育所が機能し続けられる為の施策の必要性」と「人口減少地域の子ども・家庭・地域に対する必要な支援」の2つの視点から、より制度の充実やその為の予算化に取り組みを求めていかなければならないと思います。

保育・子育て支援の充実は、日本の社会の将来に向けた礎であり、「子どもの最善の利益」の為、先生方と共に今後も予対活動の充実を図りたいと思います。これからもご指導ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

陳情・要望活動について

予算対策副委員長 古川 泰道
(出雲市保育協議会 浜山保育園園長)

今年度も島根県保育協議会予算対策委員会では、山口会長、森山副会長を中心に他の保育団体と協働し、厚生労働省や関係機関と繋がり、情報収集に努め、情報分析・対応をその都度協議しながら、国と県への陳情・要望事項の作成及び活動を展開しました。

7月3日の保育三団体代表者会議において内容を取りまとめ、8月21日の島根県子ども子育て支援課との意見交換会を経て、9月13日に保育振興議員連盟総会へ出席、10月31日に島根県知事・県議会議長・健康福祉部長への陳情・要望活動を行いました。

内容の詳細は、下段をご参照ください。



要 望 趣 旨

我が国の少子高齢化の進行は、これまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りでのきない重要な課題となっています。

島根県におきましては、市街地では待機児童対策が喫緊の課題となり、山間部におきましては少子化により、安定的な保育の確保が大きな課題となっています。

保育三団体としては、現場の担い手である保育士の確保や、保育の質の確保について、その本質をとらえた早急なる対策が必要と考えています。

島根県の将来を担うすべての子どもにとってより良い生育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進の為、さらに保育所（園）、認定こども園の質や機能の向上に向けて、安定的な財源の確保と制度の改正、子ども・子育て施策の推進を求め、ここに要望いたします。

国に対する要望

1. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について

保育士の人材確保、処遇改善の観点から、これまで通り社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成を維持継続すること強く望みます。

2. 保育制度の改善について

全国的に保育士不足にある中、島根県の各保育施設においては短時間保育士の確保にも大変困難を極めています。その中、内閣府から「短時間勤務の保育士の常勤換算において端数処理を行わない旨の制度変更」が突然出され、短時間保育士の保育士数が配置基準に換算されないケースが出てきました。このため、県内では待機児童問題を助長させるばかりか、収入の減額や、新たな児童の受け入れができるなくなる施設が生じることになりました。

国におかれましては、短時間保育士の常勤換算における端数を配置基準に生かすよう適切な運用をしてください。

県に対する要望

1. 保育士等キャリアアップ研修について

平成29年度から求められている研修は、東西に長く離島も含む本県では、対象保育士の受講が大変困難であります。島根県におかれましては、研修回数を増やし、県内各地で研修が受講できるよう、保育三団体との協議をしながら保育現場に即した研修体制を構築してください。

2. 小規模保育所（園）の経営安定化の補助について

中山間地域・離島を中心に、過疎化・少子高齢化が進み、こうした地域の保育所では安定した運営が大変厳しい状態であります。地域の拠点として、安定的に子育てができる環境を維持するため、より一層の補助制度の充実をしてください。

3. 保育士の定住対策の補助拡大について

島根県、各市町村がそれぞれ急務として保育人材の定住化を進める中、県外からの学生・就職活動者に対しても、県内保育園で働きやすいよう、住宅確保のための補助をしてください。